

3 業務の効率化や在り方を見直しましょう！

職員会議や職員朝会等の持ち方の見直し

- 会議等の協議内容を事前に検討・精選し、会議の時間縮減を図りましょう。
- タイムキーパーを設定し、会議では開始と終了時間を厳守するなど、勤務時間内に会議を終えるようにしましょう。

各種委員会・校務分掌の見直し

- 類似する会議や委員会をまとめたり、校務分掌や各種委員会の再編・統合を行いましょう。

学校行事の見直し

- 学校行事の目的、内容、効果及び必要性を再検討し、目的や内容が類似する学校行事の再編・統合を進め、学校行事の練習時間や準備時間を必要最小限にする等、業務の効率化に努めましょう。

スクール・サポート・スタッフ配置の支援

- 市町村立学校に、学習プリント等の印刷等を教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフの配置を支援し、教員の負担軽減を図ります。
- 12学級以上の小中学校にスクール・サポート・スタッフを配置する経費を、予算の範囲内で補助金として、希望する市町村に交付します。
- スクール・サポート・スタッフが行う支援業務の例は以下のとおりです。

プリントやテスト等の印刷、教材・教具の準備と片付け、テスト等の採点や成績入力、学校行事の準備、校務支援システムの入力、名簿作成 等

4 ゆるやかなオーバーワークで健康リスクが上昇する！

脳卒中や心筋梗塞のリスクが高まりはじめるのは、1ヶ月あたりの時間外労働が45時間以上であるという研究結果が出ています。

長時間の勤務を続けることで、睡眠時間が削られ、徐々に疲労が蓄積します。また、夕食の時間が遅くなったり、インスタント食品を食べたりするなど食生活を中心とした生活習慣にも影響が出ます。

長期にわたり生活習慣が乱れると、高血圧や動脈硬化症など脳・心臓疾患を患ったり、睡眠不足から思考力・判断力が低下し、業務が滞ってしまうなどのストレスに曝され、精神的な健康にも影響を及ぼすと考えられます。



時間外労働時間	推定睡眠時間	健康への影響
月45時間以内	7～8時間	脳・心臓疾患との関連性は低い
月45時間以上	6時間未満	疲労回復のための休養時間を削ってしまうことから、健康への影響が高くなる

教職員の皆様へ

みんなで「働き方改革」を推進しましょう!!

学校における働き方改革の目的

教職員一人ひとりが、充実した教職生活を送るために、ワーク・ライフ・バランスを重視し、働きやすい勤務環境を整える！

教職員が本来の業務に集中できる時間、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、質の高い教育を持続的に行うことのできる教育環境を整える！

これまでの県教育委員会の取組

- ①平成28年1月：沖縄県教職員業務改善推進委員会を設置
- ②平成28年4月：年休の起算日を9月1日に変更し、長期休暇の取得を促進
- ③平成28年6月：沖縄県教職員業務改善推進委員会から「沖縄県立学校および市町村立学校における業務改善に関する提言」を行い、業務の効率化にかかる取組を推進
- ④平成29年度：教育庁から学校に依頼する調査等を前年度比1割程度削減
- ⑤平成31年3月：「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」を策定
- ⑥令和2年3月：「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定

沖縄県教育委員会では、
沖縄県公立学校教職員のワーク・ライフ・バランスと学校教育の質を高めるため、教職員の「働き方改革」に取り組んでいます！



1 沖縄県公立学校の教職員の勤務実態

県立学校では平成31年度からICカード等を利用した勤務管理システムが稼働しています。そのデータ(平成31年4月から12月まで)によると、時間外勤務が月80時間以上の長時間勤務者は、月平均243人、全体の4.3%となっており、その主な要因としては、部活動指導、事務・報告書作成、授業準備が挙げられています。

また、市町村立小中学校の教職員の勤務(平成31年4月から9月まで)について、市町村教育委員会に対して実施した勤務実態調査では、時間外勤務が月80時間以上の長時間勤務者は、全体の6.5%となっています。

とりいれよう！働き方にも「スマート」を

2 働き方改革の取組を推進しましょう！

勤務時間の管理が大切です（勤務時間・健康管理を意識した働き方）

働き方改革を進めるに当たり、学校現場においてはまずもって勤務時間管理の徹底を図ることが必要です。

県立学校では、ICカード等を利用した勤務管理システムにより、教職員の勤務時間等を客観的に把握することができます。また、県教育委員会では、令和2年3月に「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、勤務時間の上限の目安を、時間外勤務が①1ヶ月で45時間を超えない、②1年間で360時間を超えない、と設定しました。

市町村立学校においては、令和元年6月現在、ICカードやタイムカード等を活用した出退勤管理が県内23市町村において実施されており、適切な勤務時間管理の取組が広がっています。

勤務時間の管理を徹底して、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進しましょう！

定時退勤日の設定

県立学校では、教職員の時間外勤務の縮減と健康保持・増進のため、毎週水曜日に定時退勤日を設定しており、市町村立学校では、所管する市町村教育委員会が県立学校に準じて定時退勤日を設定することとなります。

定時退勤日には、校長が特に認めた場合や緊急の業務がない限り、定時に退勤しましょう。

また、業務等で定時退勤日に定時の退勤が難しい場合には、同一週に代替日を設けて定時に退勤して下さい。

管理職は職員に対し、定時退勤を呼びかけ、互いに連携し業務の平準化、簡略化を図り、定時に退勤できる職場環境を作りましょう！

学校閉庁日及びリフレッシュウィークの設定

教職員が心身ともに健康でやりがいをもって児童生徒と向き合う環境を整備する取組の一環として、学校閉庁日を設定しています。

県立学校では、毎年8月第2週の水・木・金曜日を学校閉庁日とし、また、学校閉庁日を含む毎年8月の第2週をリフレッシュウィークと設定しています。市町村立学校では、所管する市町村教育委員会が県立学校に準じて学校閉庁日等を設定することとなります。

学校閉庁日の期間は、原則、教育活動を行いません。年間行事計画に位置づけて、期間中に校内研修等を企画しないようお願いします。また、リフレッシュウィーク期間中は、多くの教職員が長期休暇を取得しやすい環境の整備をお願いします。

教職員はこの期間を利用して長期休暇を取得し、心身のリフレッシュを図りましょう！

【参考】

《2020年（令和2年）8月の学校閉庁日》

第1週		第2週						第3週	
8/1(土)	8/2(日)	8/3(月)	8/4(火)	8/5(水)	8/6(木)	8/7(金)	8/8(土)	8/9(日)	8/10(月)
				←山の日→					山の日

《2021年（令和3年）8月の学校閉庁日》

第1週		第2週						第3週	
8/7(土)	8/8(日)	8/9(月)	8/10(火)	8/11(水)	8/12(木)	8/13(金)	8/14(土)	8/15(日)	8/16(月)
				山の日	←→				

部活動休養日及び適切な活動時間の設定

成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動休養日及び適切な活動時間等を設定しましょう。

① 中学校は、週あたり2日以上休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えて下さい。

※ 高等学校は原則として中学校の部活動休養日を適用しますが、学校の実態により多様な活動が行われていることと、競技種目等によって様々な活動形態等が行われていることを考慮して下さい。

② 中学校の1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とします。部活動はできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行いましょう。

※ 高等学校は原則として中学校の活動時間を適用しますが、学校の実態により多様な活動が行われていることと、競技種目等によって様々な活動形態等が行われていることを考慮して下さい。

学校の施設等を利用するスポーツ少年団等の活動は、「運動部活動等の在り方に関する方針」(H30.12 沖縄県教育委員会)、「文化部活動等の在り方に関する方針」(H31.4 沖縄県教育委員会)に沿い、中学校段階の休養日や活動時間を考慮し、児童の心身の発達や学校生活への影響等を考慮した、適切な活動が行われるよう留意して下さい。

部活動指導員配置の支援

○県立高等学校・中学校及び市町村立中学校に、部活動顧問となることができる部活動指導員を配置・支援し、部活動顧問教諭の負担軽減を図ります。

○県では予算の範囲内で県立高等学校・中学校に配置し、配置を希望する市町村へは補助金を交付して支援します。

○各学校（部活動指導員配置校含む）においては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3 スポーツ庁)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.12 文化庁)を遵守して下さい。

○部活動指導員の配置については、部活動顧問教諭が専門外の競技を担当している等、担当顧問の負担が大きな部活動を優先して配置します。

○部活動指導員が行う職務の例は以下のとおりです。

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での大会・練習試合等の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応、教育委員会が指定する研修会等への参加、その他校長の指示する部活動の指導業務。

※職務を行うにあたっては、校長の指揮監督を受けて、教職員と連携し、組織的に行います。